

清泉女学院大学 ガバナンスコード の実施状況に関する点検結果

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	—
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	—

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	—
2-2 理事	○	—
2-3 監事	○	—
2-4 評議員会	○	—
2-5 評議員	○	—

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	—
3-2 教授会	○	—

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	—
4-2 教職員等に対して	○	—
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	△	4-4(1)③

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	5-1(1)①

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

適合状況の解説（点検結果）

4-4(1)③事業継続計画の策定
大規模災害時や感染症蔓延等の緊急時においても事業が継続できるよう、BCPの策定を検討する。
5-1(1)①教育研究に資する情報公開のさらなる充実
情報公開については、評価基準には適合している状況であるが、地域からの理解や支援をより得やすくするためにも、教育研究に資する情報公開について、さらなる充実を図っていく。

総括

第1章から第5章までの原則、実施項目、実施状況を照合点検した結果、本学は「清泉女学院大学ガバナンスコード」の原則にほぼ適合していることを確認した。 建学の精神に基づく人材育成を通じて社会の発展に寄与するため、すべての原則を遵守できるよう進めていく。
